

要介護認定

# 介護認定審査会委員テキスト

---

2009

改訂版

平成 24 年 4 月

# はじめに

## ■ 介護認定審査会委員テキストの修正について

- ・ 要介護認定は、全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に行われることが重要である。平成 21 年 4 月からの要介護認定方法の見直しにおいては、最新の介護の手間を反映させるためにデータを更新したことに加えて、できるだけ要介護認定のバラツキを是正するために、認定調査における評価軸を 3 つにした上で、認定調査票の記入において、「見たまま」の状況で選択肢を選び、その上で特記事項として必要な情報を付記していただくこととした。
- ・ しかし、こうした見直しによって要介護状態区分等が軽度に変更され、これまで受けていた介護サービスが受けられなくなるのではないかという利用者等からの懸念を受けて、平成 21 年 4 月に設置された「要介護認定の見直しに係る検証・検討会（以下「検証・検討会」という。）」において、要介護認定等の方法の見直しの影響について検証を行うとともに、検証を実施している期間中、要介護認定等の更新申請者が希望する場合には、従前の要介護状態区分等によるサービス利用が可能となるよう経過措置を設けた。
- ・ 検証・検討会において 4 月以降の要介護認定の実施状況について検証を行った結果、多くの認定調査項目については項目選択の際の自治体間のバラツキが減少する傾向にある一方、いくつかの項目についてはバラツキが拡大しており、これらは自治体等から質問・意見が多く寄せられている項目と重なっている場合が多かった。
- ・ また、新たな方式による要介護度別の分布については、中・重度者の割合に大きな変化はないが、非該当者及び軽度者の割合が増加しており、こうした傾向はとくに在宅や新規の申請者にみられることがわかった。
- ・ こうしたことから、検証・検討会では、認定調査項目のうち、バラツキが拡大した項目や、質問・要望等が多く寄せられた項目等を中心として、下記に示すような調査項目に係る定義等の修正を行うことが必要であるとされ、その結果として、従来の要介護度の分布がほぼ等しくなることが、コンピューター上のシミュレーションや実際に複数の自治体で行われた検証で明らかになった。
- ・ なお、経過措置については、利用者の不安に対応するという趣旨は理解できるが、市町村・介護認定審査会に大きな負担を課すとともに、要介護認定の趣旨にそぐわないものであり、上記見直しと同時に終了させるべきとされた。
- ・ これを受けて、今般、認定調査員テキスト及び介護認定審査会委員テキストを修正し、平成 21 年 10 月 1 日以降の申請については当該テキストを使用することとし、経過措置については 9 月 30 日をもって終了することとした。
- ・ 介護認定審査会においては、上記のように認定調査の方法が変更されたことを踏まえて、介護の手間を判定に適切に反映させることが重要となる。「介助の方法」に関する項目については、原則は、実際に行われている介助の方法を選択するものの、「介助されていない」場合や「実際に行われている介助」が対象者にとって不適切であると認められる場合において、認定調査員が考える適切な介助の方法を選択したときは、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法に係る選択肢を選択することとなった。
- ・ したがって、そうした場合、一次判定の修正・確定においては、適切な介助が選択されていることを、特記事項を元に確認することが重要となる。また、介護の手間にかかる審査判定においては、特記事項の内容及び主治医意見書を用いて適切な要介護度の判定を行い、必要な場合、「要介護状態の軽減又は悪化防止のために必要な療養についての意見」として、適切な介助の方法について意見を付すことがますます重要となる。